

平成 27 年度保育料について

1 現行制度と新制度の比較

項目	現行制度	新制度
①階層の区分	所得税額を基に決定	市民税額を基に決定
②階層ごとの保育料	国の階層区分 8 階層を 20 階層に細分化し、保育料を軽減	現行制度のとおり
③旧年少扶養控除等の取扱い	○16 歳未満の子どもの人数分を控除（1 人当たり 38 万円）した額で保育料を算定 ○16 歳～18 歳の子どもの人数分を控除（1 人当たり 25 万円）した額で保育料を算定	現行制度のとおり
④切り替え時期	≪4 月～3 月≫ 前年の所得税額で算定	≪4 月～8 月≫ 平成 26 年度（平成 25 年度所得分） 市民税額で算定 ≪9 月～3 月≫ 平成 27 年度（平成 26 年度所得分） 市民税額で算定
⑤標準時間と短時間の保育料	区分なし	≪標準時間≫ 現行の保育料と同額で設定 ≪短時間≫ 国の方針に基づき、標準時間の約 98.3% で設定
⑥多子軽減	○保育園等に同時入園している場合、2 人目が半額、3 人目が無料 ○18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯の場合、3 人目以降の児童が 3 歳未満で入園しているときは、1/4	現行制度のとおり

2 月額保育料（案）

（単位：円）

階層区分			3 歳以上児の場合		3 歳未満児の場合	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
生活保護世帯	A	0	0	0	0	
市民税 非課税世帯	母子世帯等 その他の世帯	B0	0	0	0	0
市民税均等割のみ課税世帯	C	6,000	5,900	8,500	8,400	
市民税所得割額	1 円以上 3,000 円未満	D0	9,000	8,900	11,000	10,900
	7,800 円未満	D1	13,000	12,800	15,000	14,800
	12,000 円未満	D2	15,000	14,800	17,000	16,800
	27,000 円未満	D3	18,000	17,700	20,000	19,700
	39,000 円未満	D4	20,000	19,700	23,000	22,700
	51,000 円未満	D5	21,000	20,700	25,000	24,600
	63,000 円未満	D6	25,000	24,600	31,000	30,500
	75,000 円未満	D7	27,000	26,600	34,000	33,500
	89,400 円未満	D8	30,000	29,500	38,000	37,400
	105,000 円未満	D9	31,000	30,500	40,000	39,400
	123,300 円未満	D10	31,500	31,000	41,000	40,400
	154,500 円未満	D11	34,000	33,500	47,000	46,200
	222,100 円未満	D12	35,000	34,500	48,000	47,200
	255,100 円未満	D13	37,000	36,400	55,000	54,100
	351,400 円未満	D14	38,000	37,400	61,000	60,000
351,400 円以上	D15	39,000	38,400	64,000	63,000	